

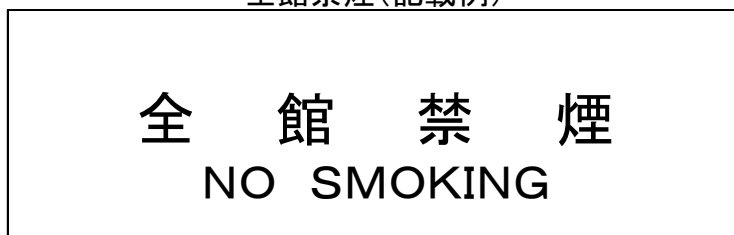
## 指定場所における喫煙管理について

### 1 全面的に禁煙にするか、喫煙所を設けるか

#### (1) 全面的に喫煙を禁止にする場合の措置

- ア 「禁煙」であり喫煙所を有していないことが、利用者にわかるように入口等の見やすい箇所に、「喫煙を禁止する旨の標識」を設置しなければならない。

#### 全館禁煙(記載例)



形状:長方形  
幅:25cm以上  
長さ:50cm以上  
地:白  
文字:黒

- イ 標識の中には、「禁煙」の文言を含むものとし、使用形態に応じた内容とする。

標識の記載例

【全館禁煙】

【当百貨店は、全館において禁煙です】

【当百貨店では、全館禁煙です。喫煙所は設置していません】

【当映画館は、全館禁煙となります。喫煙所はありません】

【当〇〇映画館は、全館禁煙となります。】

【当劇場では、全面禁煙となっています。】

- ウ 「禁煙」、「火気厳禁」及び「危険物品持込み厳禁」の標識とは別に設置すること。

- エ 定期的な館内巡視や喫煙を禁止する旨の定期的な館内一斉放送を実施すること。

- オ その他防火対象物の使用形態等に応じ、火災予防上必要と認める措置については、例として、関係者の目の届きにくい場所（死角）に、みだりに来場者等が出入りし、隠れてたばこを吸うことがないように、関係者以外の立入禁止の標識、区域・区画の設定等又は炎感知器を設置するなどの措置があげられる。

- カ 全面的な禁煙のとらえ方として、建物全体を禁煙とした場合のみではなく、建物の一部分を禁煙とする場合も含むものとする。

#### (2) 喫煙所を設置する場合（喫煙所の設置基準）

- ア 適当な数の吸殻容器を設け、「喫煙所」である旨を表示した標識を設置する。

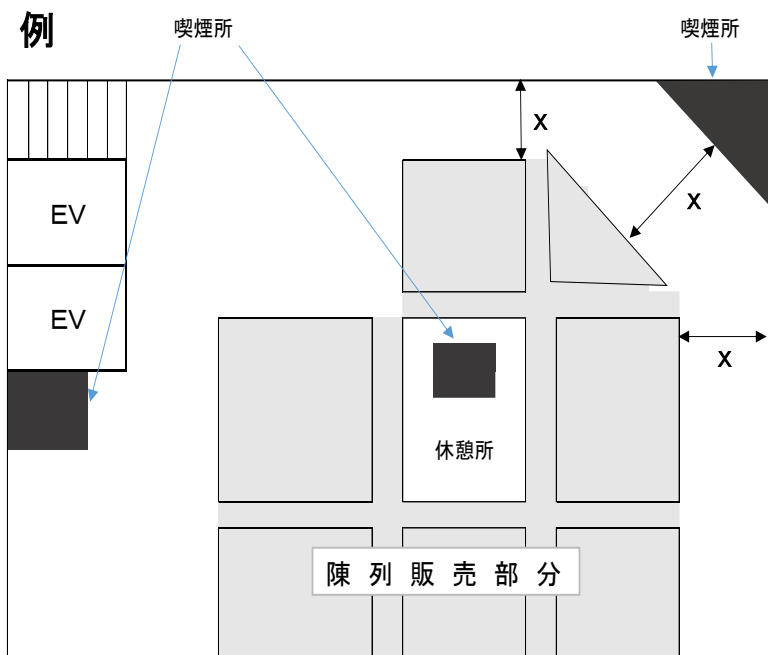
#### 喫煙所の標識



形状:長方形  
幅:10cm以上  
長さ:30cm以上  
地:白  
文字及び記号:黒  
(注)英語表示の追加も可能とする。

イ 通行及び避難上支障のない位置に設けること。

ただし、ほかに設ける場所がないためやむを得ず廊下又は通路に設ける場合は、当該廊下等が条例及び建築関係法令において規定された幅員を確保したうえで喫煙所を設ける

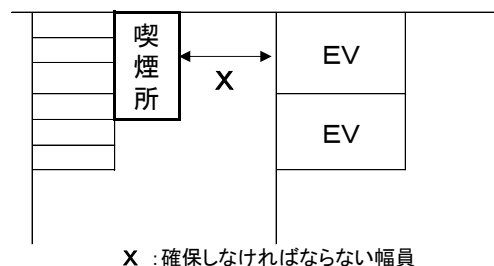


□:陳列販売部分 □:通常顧客の出入りする部分

X:確保しなければならない幅員

こと。

**例**

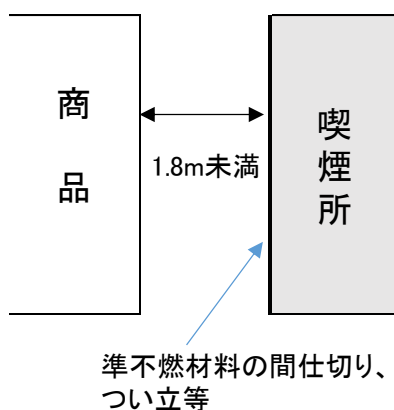


X:確保しなければならない幅員

ウ 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から水平距離1.8m以上確保できる位置に設けること。

ただし、当該距離を確保することができない場合にあっては、準不燃材料の間仕切り、つい立等で床面から防火上有効にしゃ断した場合は、この限りでない。

**例**



準不燃材料の間仕切り、  
つい立等

エ 消防用設備等の操作の障害とならない位置に設けること。

オ 喫煙所の範囲を明示するつい立、床面の色表示、間仕切り等の措置を講ずること。

カ 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸殻容器を設けるとともに、椅子等喫煙に必要なものの以外は設置しないこと。

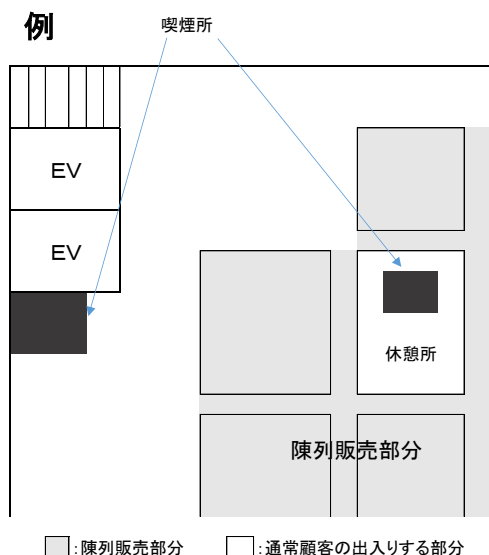
キ 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料を用いること。

## 2 指定場所ごとの喫煙所の設置要領

### (1) 百貨店等

指定場所（売場及び通常顧客の出入りする部分）以外の場所に設けること。

ただし、指定場所以外の部分が存しない場合にあっては、通常顧客の出入りする部分に限り「喫煙所の設置基準」に適合する喫煙所を設けた部分は、指定場所の範囲から除くものとする。



### (2) 劇場等

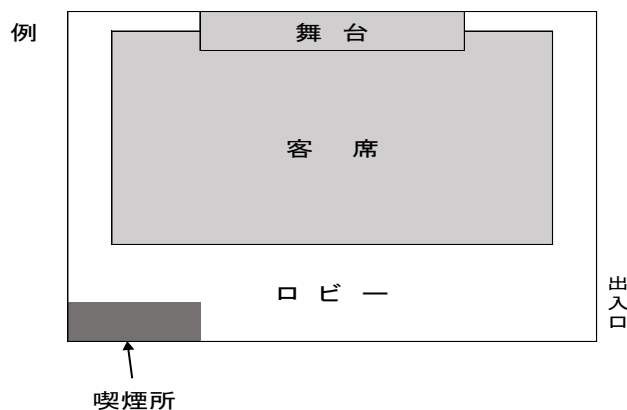
ア 劇場等に設ける喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。

ただし、次のいずれかの措置を講じた場合は喫煙所を階ごとに設けないことができる。

- (7) 喫煙所を設けない階に全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置
- (4) 喫煙所を設けていない階の全面喫煙禁止、他階の喫煙所の案内等定期的な館内一斉放送
- (7) 定期的な館内巡視の実施

イ 喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、当該場所を一度に利用する喫煙者が少ない場合等、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

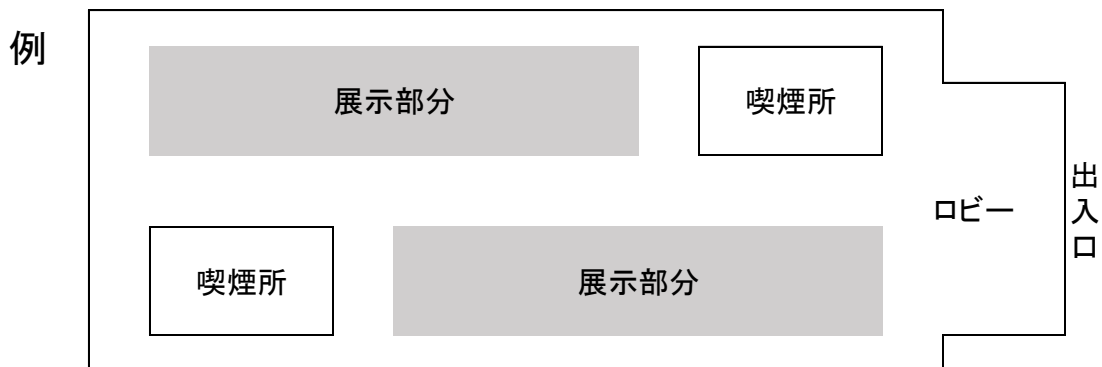
エ 劇場等のうち、観覧場にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材で作られた客席での喫煙行為は禁止行為から除かれている。



(3) 屋内展示場

指定場所（公衆の出入りする部分）以外の部分に設けること。

ただし、公衆の出入りする部分がすべて規制範囲となり、指定場所以外の部分が存しない場合にあっては「喫煙所の設置基準」に適合する喫煙所を設けた部分は、指定場所の範囲から除くものとする。



(4) 映画スタジオ・テレビスタジオ

指定場所以外（撮影用セットを設ける部分）の部分に設けること。

ただし、映画スタジオのように棟全体が撮影用セットを設ける部分である場合など、指定場所以外の部分が存しない場合にあっては「喫煙所の設置基準」に適合する喫煙所を設けた部分は、指定場所の範囲から除くものとする。

